

ESG投資と グリーンファイナンス



大江橋法律事務所
弁護士
十河 遼介

▶ PROFILE

sogo@ohehashi.com

第1 SDGsとESG

SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)のことをいいます。SDGsは、2015年9月開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲットから構成されています。

ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)及びGovernance(企業統治)の略称です。従来ESGは非財務的要素と呼ばれていましたが、近年では、企業価値の向上にはマルチステークホルダーに対するESG的な価値の提供が不可欠であるとの認識が拡大しています。例えば、企業において社内でのダイバーシティの尊重は従業員というステークホルダーに対するソーシャルな価値の提供に当たりますが、その企業は人権問題に取り組んでいるとの社会的な評価を得ることができ、企業価値が向上する可能性があります。そして、ESG要素を投資判断に組み込むことで適切にリスクを管理し持続的・長期的なリターンを獲得を目指す手法のことを、ESG投資といえます。

第2 ESG投資(SDGs債)

1 概観

ESG投資として注目されているのがSDGs債に対する投資です。日本証券業協会によれば、SDGs債には、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド及びトランジションボンドが含まれるとされています^{注)1}。各SDGs債について明確なルールが定められているわけではありませんが、国内外で各種ガイドラインが発行されています。主なガイドラインは以下の表のとおりです。

SDGs債のガイドライン

ボンド

	国外
グリーン	Green Bond Principles (ICMA)*1
ソーシャル	Social Bond Principles (ICMA)
サステナビリティ	Sustainability Bond Guidelines (ICMA)
サステナビリティ・リンク	Sustainability-Linked Bond Principles (ICMA)
トランジション	Climate Transition Finance Handbook (ICMA)

^{注)1} SDGs債は日本証券業協会による呼称で、国際市場ではESG債と呼ばれることもあります。なお、International Capital Market AssociationはSDGsとSDGs債(ESG債)の結びつきに関するマッピングを行っており、両者

の関係を確認する上で有用な内容になっています(International Capital Market Association, *Green, Social and Sustainability Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals*)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターだけに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

	国内
グリーン	グリーンボンドガイドライン（環境省）
ソーシャル	ソーシャルボンドガイドライン（金融庁）
サステナビリティ	グリーンボンドガイドライン（環境省）/ ソーシャルボンドガイドライン（金融庁）*2
サステナビリティ・リンク	—
トランジション	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する 基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）

*1: International Capital Market Association

*2: サステナビリティボンドについては、グリーン性を有する場合にはグリーンボンドガイドラインが適用され、ソーシャル性を有する場合にはソーシャルボンドガイドラインが適用される。

ローン

	国外
グリーン	Green Loan Principles (LMA等)*3
ソーシャル	Social Loan Principles (LMA等)
サステナビリティ	—
サステナビリティ・リンク	Sustainability Linked Loan Principles (LMA等)
トランジション	—

	国内
グリーン	グリーンローン及びサステナビリティ・ リンク・ローンガイドライン（環境省）
ソーシャル	—
サステナビリティ	—
サステナビリティ・リンク	グリーンローン及びサステナビリティ・ リンク・ローンガイドライン（環境省）
トランジション	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する 基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）*4

*3: Loan Market Association等

*4: クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針は、「主に債券を対象とした記載となっているが、ローンにおいても同様の考え方を活用することが可能である」とされている。

なお、ESG投資はSDGs債に対する投資に限定されるものではなく、それ以外の投資であっても、一定の基準の下でESG要素を考慮して投資を行うのであれば、ESG投資となり得ます。

また、以下の記載は主にボンドを想定していますが、基本的にはローンにも共通するものと考えられます。グリーンローンについてはグリーンファイナンスとして後述します。

2 グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンド

(1) 特徴

グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドは、いずれも資金調達目的が特定の用途に限定された債券で、その違いは調達資金の用途にあります。すなわち、グリーンボンドの調達資金の用途は、環境関連目標に貢献する事業（グリーンプロジェクト）への充当に限定されています。発行事例における資金用途としては、再生可能エネルギー発電施設の設置や環境性能の高いグリーンビルディングの建設等があります。ソーシャルボンドの調達資金の用途は、社会的課題の解決に貢献する事業（ソーシャルプロジェクト）への充当に限定されています。発行事例における資金用途としては、低所得者層にもアクセス可能な医療機関の建設や公立学校の建設等があります。サステナビリティボンドの調達資金の用途は、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への充当に限定されています。発行事例における資金用途としては、コーヒー豆の生産支援があり、農地や水資源等の持続可能な利用に貢献するとともに、小規模農家に対する技術支援や設備投資を通じた所得向上に寄与したという点で、グリーンプロジェクトとソーシャルプロジェクトの双方を充たすものとされました。あるプロジェクトが環境面での便益と社会面での便益を兼ね備えるケースがありますが、その場合に債券をグリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのどれに分類するかについては、当該プロジェクトの主な目的に

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

基づいて発行体が決めるべきとされています。

(2) 核となる要素と重要な推奨項目

グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンド

核となる要素

- 調達資金の使途
- プロジェクトの評価・選考プロセス
- 調達資金の管理
- レポーティング

重要な推奨項目

- フレームワークの策定・公表
- 外部評価

グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドには、上記の図の様に、それぞれ内容に含めるべき核となる要素と内容に含めることが望ましい重要な推奨項目があります。すなわち、前述のとおり、調達資金の使途がグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト又はその双方であることが明示され、発行体は当該プロジェクトをどのように評価しそれを選定したのかを明らかにすべきとされています。また、発行体による調達資金の保管状況が追跡され、充当結果が検証されるべきですし、発行体は調達資金に関する情報を継続的に開示すべきとされています。さらには、発行体は、資金調達に関するフレームワーク等が実際に4つの核となる要素に適合していたのかを説明し、外部評価機関から適合性についての評価を取得することが望ましいとされています。

3 サステナビリティ・リンク・ボンド

(1) 特徴

サステナビリティ・リンク・ボンドは、資金調達目的が特定の使途に限定されていない債券であるため、資金を事業運営に充当

することも可能です。サステナビリティ・リンク・ボンドの特徴は、一定の条件を充たすと債券の内容が変化するという点にあります。発行事例としては、事業用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目標として設定し、債券の内容として、目標を達成できなかった場合には利率が増加すると定められた例があります。

(2) 核となる要素

サステナビリティ・リンク・ボンド

核となる要素

- KPIsの選定
- SPTsの設定
- 債券の特性
- レポーティング
- 検証

サステナビリティ・リンク・ボンドには、上記の図の様に、内容に含めるべき核となる要素があります。すなわち、発行体は、ESGの課題にとって重要な指標(Key Performance Indicators (KPIs))を選定し、KPIs毎に達成すべき目標(Sustainability Performance Targets (SPTs))を設定すべきとされます。そして、SPTsが達成された場合に債券がどのように変化するかを定めておくべきとされます。発行体は、KPIsに関するSPTsの達成状況や債券の変化の有無について継続的に開示すべきで、外部評価機関からも検証を受けるべきとされています。

4 トランジションボンド

(1) 特徴

トランジションボンドには、資金調達目的が特定の使途に限定された債券と限定されていない債券があります。トランジションボンドの特徴は、特に温室効果ガス排出削減が容易ではないセクター(現段階において脱炭素化が困難な産業部門・エネルギー

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

転換部門等)において、低炭素化への取組み、すなわち段階的な脱炭素化への移行(トランジション)を支援する点にあります。発行事例としては、重油燃料船を使用する海運会社において、将来的には水素・アンモニアを活用したゼロエミッション船の使用を想定しながらも、それを実現するまでのブリッジソリューションとして、債券発行によりLNG燃料船を調達するという例があります。

(2) 重要な推奨開示要素

トランジションボンド

重要な推奨開示要素

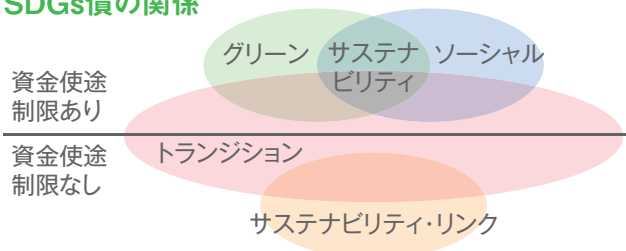
- 発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
- ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ
- 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略(目標と経路を含む)
- 実施の透明性

トランジションボンドは他のSDGs債と排他的な関係にあるわけではありません。そのため、例えば資金調達目的がグリーンプロジェクトに限定される場合にはグリーンボンドの要件を充足する必要がありますし、資金調達目的を限定せずにサステナビリティ・リンク・ボンドとして発行する場合はサステナビリティ・リンク・ボンドの要件を充足する必要があります。これらの要件に加えて、債券がトランジションボンドである場合には、上記の図に示す各要素の開示が推奨されることになります。

5 小括

各SDGs債の関係は以下の図のように整理することが可能であると考えられます。

SDGs債の関係



第3 グリーンファイナンス

1 気候変動リスク

2020年1月、世界経済フォーラムがスイスで開催されるダボス会議に向けてグローバルリスク報告書2020を公表しました^{注)2}。グローバルリスク報告書では発生の可能性が高いグローバルリスク及び影響が大きいグローバルリスクを年毎に上位5位まで示していますが、グローバルリスク報告書2020によると、発生の可能性が高いグローバルリスクについて、2011年頃を境に経済リスクに代えて環境リスクが上位を占める傾向にあることがわかります。

このような気候変動リスクに対しては、1992年の気候変動枠組条約(地球温暖化防止条約)の締結以降、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が毎年開催され、京都議定書やパリ協定の採択を経て各国が対策を講じてきたところですが、2021年11月にはグラスゴー気候合意が採択されました。グラスゴー

注)2 <https://www.weforum.org/reports/the-global-risks-report-2020>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

気候合意では、パリ協定の目標(世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度を十分に下回るものに抑え、1.5度以内に抑える努力を継続すること)が再確認され、締約国に対し、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けての野心的な気候変動対策を求めています。日本政府も、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、温暖化への対応を喫緊の課題として捉えています。

こうした各種目標を達成し、気候変動リスクに対応するためには、巨額な資金が必要になります。もっとも、その全てを公的資金で賄うことは現実的ではないため、民間資金の導入が必要不可欠になります。これを可能にするのがグリーンファイナンスです。

2 グリーンファイナンスの活性化

グリーンファイナンスを活性化するに当たっては、民間がグリーンファイナンスに参入しやすくするための体制の整備が必要となります。現在、官公庁を中心として以下のような整備が進められています。

(1) ガイドラインの発行

(i) 参照可能な基本的枠組みの提示

現時点において、グリーンファイナンスについての明確なルールが定められているわけではありません。しかし、前述のとおり、国内外ではSDGs債についての各種ガイドラインが発行されており、その中にはグリーンボンドやグリーンローンについてのガイドラインが含まれています。ガイドライン自体に法的拘束力はありませんが、参照可能な基本的枠組みの提示により、グリーンファイナンスの導入がサポートされたといえます。

(ii) グリーンウォッシュに対する市場の牽制

グリーンウォッシュとは、実際の環境改善効果が伴わないにもかかわらず、企業やその商品・サービス等があたかも環境に

配慮しているかのように見せかけることをいいます。これは、ごまかし・粉飾を意味する“whitewash”と環境への配慮を意味する“green”を足し合わせた造語です。前述のとおりグリーンファイナンスには明確なルール等がありません。それゆえにグリーンファイナンスが急速に普及・拡大したという側面があることは事実ですが、他方で「グリーン」とラベリングされた投資対象がその名称に相応しい性質・品質を有していないおそれもあります。例えば、英国の石油会社では、クリーンエネルギーに焦点を当てて低炭素化を目指す広告を出したところ、実際には会社の投下資本の大半が石油やガスに向けたものであり、グリーンウォッシュであると糾弾されました。

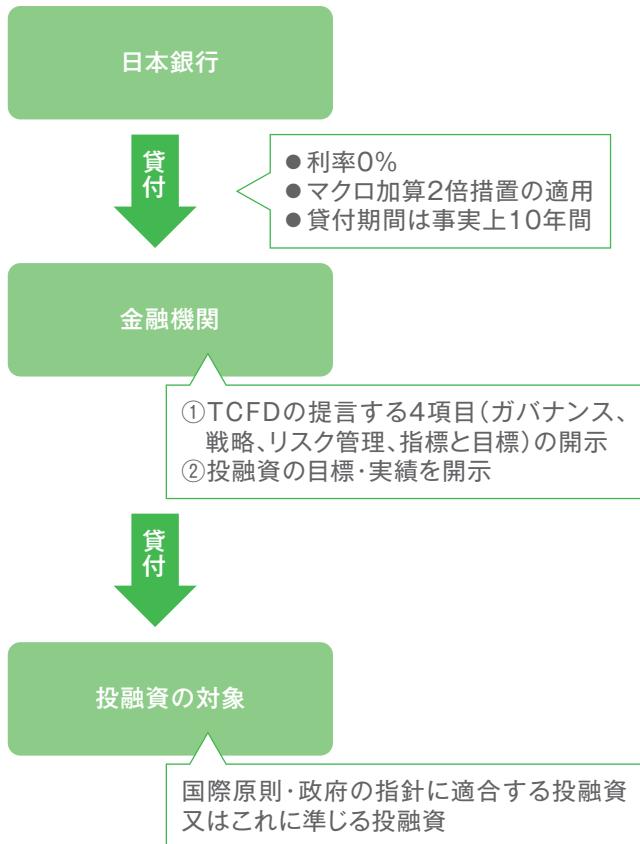
グリーンファイナンスの環境改善効果に対する信頼性を確保するためにはグリーンウォッシュ債券が市場に出回ることを防止する必要があります。そのため、ガイドラインはグリーンファイナンスにおける資金調達者に情報開示を要求し、投資家その他の市場関係者による適切な評価を確保することで、グリーンウォッシュ債券に対する市場の牽制を働かせる体制を確保しています。

(2) 気候変動対応オペ

日本銀行は2021年12月23日に気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション(以下「気候変動対応オペ」といいます。)を実施しました。これは、日本銀行による金融機関に対する貸付で、貸付対象先である金融機関と当該金融機関による投融资の対象が一定の要件を満たすことが条件とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

気候変動対応オペ



すなわち、貸付対象先である金融機関は、気候変動対応に資するための取組みについて、①気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言する4項目(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)及び②投融資の目標・実績を開示する必要があります。また、当該金融機関の投融資の対象は、国際原則・政府の指針に適合する投融資^{注)3}又はこれに準じる投融資である必要があります。気候変動対応オペへの適用対象となると、日本銀行による貸付については、利率は0%で、金融機関の日本銀行における当座預金についてマクロ加算2倍措置が適用されるとされています。また、貸付期間は原則1年ですが、回数無制限

の借り換えが認められていることから実施期間満了の2031年まで事実上10年間の貸付が可能とされています。

気候変動対応オペについては、参加金融機関はその名前が公表されることから、参加することで気候変動対応に積極的であるとの姿勢を対外的にアピールすることができます。また、付利までは認められませんが、マクロ加算2倍措置が適用される結果、下図に示すとおり、各金融機関の日本銀行当座預金にかかる金利が0%となる部分(マクロ加算残高)に気候変動対応オペの利用残高の2倍が追加されることになり、マイナス金利の適用される部分(政策金利残高)が減少することになります^{注)4}。これらのことは、金融機関にとって、気候変動対応オペに参加するインセンティブとなります。

注)3 国際原則・政府の指針に適合する投融資は、①グリーンローン、②グリーンボンド(サステナビリティボンド含む)、③サステナビリティ・リンク・ローン(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)、④サステナビリティ・リンク・ボンド(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)又は⑤トランジション・ファイナンスとされています。
注)4 金融機関等は日本銀行に資金決済用の当座預金口座を開設して資金

を預けています。2008年に導入された補完当座預金制度の下では、この当座預金のうち法定金額を上回る部分(超過準備)に利息が付されてきました。2016年にはマイナス金利付き量的・質的金融緩和が導入され、超過準備部分を含め、当座預金が3階層(基礎残高・マクロ加算残高・政策金利残高)に分割され、それぞれの階層ごとにプラス金利、ゼロ金利、マイナス金利が適用されることになりました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

マクロ加算2倍措置

● 気候変動対応オペの適用前

政策金利残高(付利金利-0.1%)

マクロ加算残高(付利金利0.0%)

基礎残高(付利金利0.1%)

● 気候変動対応オペの適用後

政策金利残高(付利金利-0.1%)

増加 気候変動対応オペの利用残高の2倍(付利金利0.0%)

マクロ加算残高(付利金利0.0%)

基礎残高(付利金利0.1%)

気候変動対応オペの利用残高の2倍がマクロ加算残高に追加されることにより、政策金利残高が減少

他方、金融機関からの資金調達を希望する事業者側にとっても、日本銀行のバックファイナンスに裏付けされた長期かつ低金利の資金調達が可能になるということを意味するため、グリーンプロジェクトへの参加が後押しされることとなります。

(3) グリーン成長戦略

前述した日本政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言を受けて、2020年12月には2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定されました。そこでは、温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入したとされています。このように経済と環境の好循環を作っていく産業政策はグリーン成長戦略と

呼ばれています。もっとも、支援なくして民間企業が変革に取り組むことは容易ではないことから、政府は民間企業が挑戦しやすい環境を整える必要があるとして、まずは成長が期待される産業(14分野)において高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員することとしています。

(4) 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

2013年、環境省は地域脱炭素投資促進ファンド事業の一環としてグリーンファンドを設置し、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構が低炭素化プロジェクトに対し、一定の要件の下でグリーンファンドからの出資を行っています。事業者にとっては、グリーンプロジェクト参入時の資金調達先を選定するに当たって、金融機関等に加えグリーンファンドという選択肢が増えたことになります。

また、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構は、グリーンbond発行時の外部レビュー等を行う機関(登録発行支援者)に対し補助金を交付しています。通常の債券発行手続と比較して追加的に必要となるコスト(グリーンbondとしての適格性評価に要するコスト等)を支援することで、費用面でグリーンbond発行が通常の債券発行に近づくための努力が行われているといえます。

3 グリーンファイナンスの手法

グリーンファイナンスの主な手法としては、グリーンbondやグリーンローンが想定されています。グリーンbondとは、前述のとおり、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のことをいいます。他方、グリーンローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために用いる融資のことをいいます。いずれの手法についても、その特徴としては、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定される、②調達資金が確実に追跡管理される、③それらについて発行・融資後のレポートを

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

通じ透明性が確保されるということが挙げられます。

また、いずれの手法についても、そのスキームについては基本的には通常のボンド・ローンと共通していますが、投融資の前提として環境性に関する外部レビュー機関が関与するという部分が異なります。すなわち、グリーンボンドの発行やグリーンローンの実行に先立って、調達した資金使途の適切性やグリーンプロジェクトによる環境改善効果等が外部レビュー機関によって確認されることが想定されています。

グリーンボンドとグリーンローンで共通する部分は大きいですが、グリーンボンドの場合、資本市場において不特定多数に発行され得ることから内容に画一性が要求されるのに対し、グリーンローンの場合、貸主と借主の間で個別に内容を定めることが可能という特性に留意することが必要です。例えば、環境省のグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインにおいても、核となる要素のレビューについて、借主の対応を確認する内部的な専門性が確立されており、その確認の有効性が実証されていれば、レビューは借主の自己評価で足り得る場合がある旨が記載されています。また、グリーンローンについては、複数トランシェの一部がグリーンローンであるような場合、当該グリーンローンに係るトランシェの明確な指定と適切な方法による資金の追跡管理が必要になるものと考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。